

平成 30 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ウイルプラスホールディングス 代表者名 代表取締役社長 成 瀬 隆 章 (コード番号:3538 東証第二部) 問合せ先 常務取締役管理本部長 柴田 学爾 (TEL,03-5730-0589)

株式給付信託(BBT)導入(詳細決定)に関するお知らせ

当社は、平成29年8月28日付で「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)の導入を公表し、平成29年9月28日開催の第10回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)において承認されましたが、本日開催の取締役会にて、その詳細について決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本信託の概要

(1) 名称 : 株式給付信託 (BBT)

(2)委託者: 当社

(3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社

(再信託受託者:資産管理サービス信託銀行株式会社)

(4) 受益者 : 当社及び当社の子会社の取締役(社外取締役を除きます。以下「対象役

員」といいます。)を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益

者要件を満たす者

(5) 信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定

(6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)

(7)本信託契約の締結日:平成30年3月1日(予定)(8)金銭を信託する日:平成30年3月1日(予定)

(9) 信託の期間 : 平成30年3月1日(予定)から信託が終了するまで

(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

2. 本信託における当社株式の取得内容

(1)取得する株式の種類 : 当社普通株式

(2) 株式の取得資金として信託する金額:80,000,000円

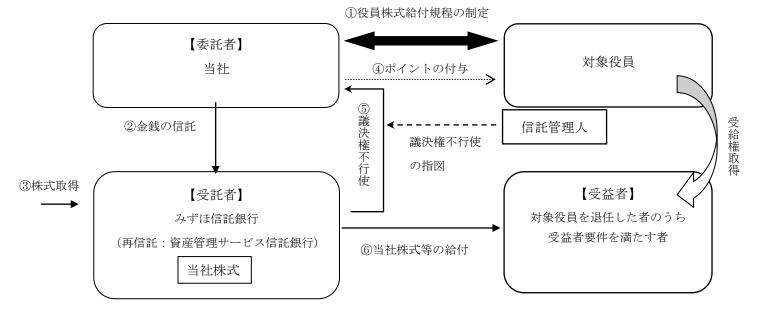
(3) 取得株式数の上限 : 84,000 株

(4)株式の取得方法

: 取引市場より取得

(5) 株式の取得期間 : 平成30年3月1日(予定)から平成30年3月31日(予定)まで

3. 本制度の仕組み



- ① 当社及び当社の子会社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本 株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己 株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社及び当社の子会社は、「役員株式給付規程」に基づき対象役員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決 権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、対象役員を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たし た者(以下「受益者」といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた 当社株式を給付します。ただし、対象役員が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合に は、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以上